

農林省設置法の一部を改正する法律案要綱

自給自足
多給

- 一 國係試験研究 農園の産物検査を因るため、農畜、茶葉、園芸、畜産の各試験場及び開拓研究所を廃止して、農業技術研究所（東京都）及び農業試験場（北海道、東北、関東、東山、北陸、東海近畿、中国四国、九州）を設置すること。
- 二 資材調査事務所を昭和二十五年四月一日から、木炭事務所を昭和二十六年一月一日から、それぞれ廃止すること。
- 三 食糧庁の三部制を止め、四部制とすること。
 食糧部及び食品部を農務第一及び農務第二部に改め、両部同の事務を調査して、輸出入関係事務を農務第一部に於いて処理すること。
 食糧部を復活すること。
- 四 山台肥料検査所を新設するとともに、各肥料検査所の管轄区域を明記すること。

- 五 動物検疫所の管轄区域を明記すること。
- 六 栃木農付工業指導所を廃止すること。
- 七 農産試験指導所の名称を農業試験指導所に改め、農業試験の製造、改良及び保管に関する事務の処理を廃止すること。
- 八 農園関係の整理すること。
 廃止したもの
 農林殖産復興金融審議会
 中央開拓審議会
 農林員団合理化審議会
 畜産審議会
 漁業調査会
 主米同屋審議会
 物資割当配給審議会
 農産物規格審議会

林産物規格審議会
工業食品規格審議会

(四) 統合するもの

肥料審議会

農薬審査会

農産具審議会

農産種苗審査会

農業資材審議会

農村電化審議会

農村機械化審議会

農村電化機械化審議会

九 資材調査事務所の廃止に伴い、電力の増当、輸送の調査等通商産業局、地方産運局及び地方海運局との交渉を要し、ブロッツクの調整を必要とする事務については、当分の間、前記地方前所在地の食糧事務所において処理させること。(下ケ所を予定している。)

十 商品取引所に關する種規規定を改定すること。

十一 配給公団の廃止及び統合に伴い、関係規定を整理すること。

十二 農地局及び農地事務所の所掌事務に關する規定の整理を改めること。

十三 肥料取締法、植物防疫法、農産物検査法、農産物資規法、松くい虫駆除法等の若

七回会提出に伴い、種規若しくは所掌事務に關する関係規定を整理、改定すること。

十四 新炭産出調査計の廃止に伴い、関係規定を改定すること。

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
目次第三章第二節第一款中「（第三十六条―第四十条）」を「（第三十六条―第四十一条）」に改め、第二款を削り、第三款中「作物報告事務所」を「農林統計調査所」に改め、同款を第二款とする。

第四十条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 所掌事務に係る商品の養買取引に必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する登録を行い、及びこれを監督すること。

第四十条第二十号を次のように改める。

二十 日本農林規格を定めること。

第四十条二十三号中「登録」の下に「並びに此種の登録及び仮登録」を加え、同条第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 動植物の病菌害虫等を排除し、及びそのまん延を防止するために必要な措置を行うこと。

第四十条三十二号中「開拓用機械器具」を「開拓及び土地改良事業（開拓及び農林省設置法の災害復旧事業を含む。以下同じ。）に用いる機械器具」に、第三十三号中「土地改良事業」を「開拓及び農林省設置法の災害復旧事業若しくは土地改良事業」に、第三十四号中「土地改良事業」を「開拓又は土地改良事業」に改める。

第四十条五十二号中「及び森林害虫の駆除又は予防」を削る。

第四十条六十二号を次のように改める。

六十二 削除

第七十条十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 所掌事務に係る商品の売買取引に必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

第七十条十七号を次のように改める。

十七 輸出農林畜水産物の規格及び検査に関すること。

第七十条十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 日本農林規格に関すること。

才八条才二項中「前項才三号」の下に「及び才六号」を加える。

才九条才一項各号を次のように改める。

- 一 農地及び農業水利の制度に関する企画を行うこと。
- 二 自作農の創設及び維持に關すること。
- 三 農地の移動費用を統制し、その他農地関係の調整を關すること。
- 四 土地及び水等開發資源の調査及び開始に關する企画を行うこと。
- 五 開拓及び土地改良事業の長期計画及び地区計画に關すること。
- 六 入植並びにこれに伴う開墾作業及び官農の指導助成を行うこと。
- 七 開拓者資金の融通を行うこと。
- 八 自作農創設特別措置特別会計及び開拓者資金融通特別会計の経理を行うこと。
- 九 土地改良区及び土地改良区連合の組織及び官理についての指導監督を行うこと。
- 十 農地等の交採分合の指導助成を行うこと。
- 十一 官營の開墾建設工事及び土地改良事業の實施に關すること。
- 十二 開墾建設工事及び土地改良事業の技術上の指導監督及び助成を行うこと。

十三 開拓及び土地改良事業に用いる機械器具及び資材の官理及び斡旋に關すること。

才九条才二項中「才五号から才七号まで及び才九号」を「及び才六号から才十号まで」に改め、同条才三項中「才一項才四号」の下に「及び才五号」を加え、「及び才八号に掲げる事務のうち官營の土地改良事業を實施するための調査及び計画に關するもの」を削り、同条才四項中「才一項才八号に掲げる事務のうち官營の土地改良事業を實施するための設計及び工事に關するもの」を「才一項才十一号から才十三号までに掲げる事務」に改める。

才十一條才一項才十三号を削る。

「農事試験場
茶葉試験場
園芸試験場
畜産試験場
農産総合研究所
開拓研究所」

「農業技術研究所
農業試験場
農産総合研究所」

を に、

「農業機械管理所」を「農業機械指導所」に改める。

才八条才二項中「前項才三号」の下に「及び才六号」を加える。

才九条才一項各号を次のように改める。

- 一 農地及び農業水利の制度に関する企画を行うこと。
- 二 自作農の創設及び維持に関すること。
- 三 農地の移動廢用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。
- 四 土地及び水等開發資源の調査及び開始に関する企画を行うこと。
- 五 開拓及び土地改良事業の長期計画及び地区計画に関すること。
- 六 入植並びにこれに伴う開墾作業及び官農の指導助成を行うこと。
- 七 開拓者資金の融通を行うこと。
- 八 自作農創設特別措置特別会計及び開拓者資金融通特別会計の経理を行うこと。
- 九 土地改良区及び土地改良区連合の組織及び官理についての指導監督を行うこと。
- 十 農地等の交換分合の指導助成を行うこと。
- 十一 官營の開墾建設工事及び土地改良事業の完成に関すること。
- 十二 開墾建設工事及び土地改良事業の完成上の指導監督及び助成を行うこと。

之

十三 開拓及び土地改良事業に用いる機械器具及び資材の管理及び斡旋に関すること。
 才九条才二項中「才五号から才七号まで及び才九号」を「及び才六号から才十号まで」に改め、同条才三項中「才一項才四号」の下に「及び才五号」を加え、「及び才八号に掲げる事務のうち官營の土地改良事業を実施するための調査及び計画に関するもの」を削り、同条才四項中「才一項才八号に掲げる事務のうち官營の土地改良事業を実施するための設計及び工事に関するもの」を「才一項才十一号から才十三号までに掲げる事務」に改める。
 才十一條才一項才十三号を削る。

「農事試験場
 茶業試験場
 園芸試験場
 畜産試験場
 才十三条中
 農事総合研究所
 開拓研究所」
 「農業機械管理所」を「農業機械指導所」に改める。

才十四條から才十七條までを次のように改める。

(農業技術研究所)

才十四條 農業技術研究所は、農業に関する技術上の調査研究、分析、鑑定及び講習を行う機關とする。

2 農業技術研究所は、東京都に置く。

3 農業技術研究所の内部組織については、農林省令で定める。

(農業試験場)

才十五條 農業試験場は、その所在する地方及び農業事情を等しくする地方における農業に關し、技術上の調査研究、分析、鑑定及び講習を行う機關とする。

2 農業試験場の名称及び位置は、左の通りとする。

名	稱	位置
北海道	農業試験場	北海道
東北	農業試験場	岩手縣
關東	農業試験場	埼玉縣

北陸	農業試験場	新潟縣
東海	農業試験場	三重縣
中國	農業試験場	兵庫縣
九州	農業試験場	福岡縣

3 農業試験場の内部組織については、農林省令で定める。

才十六條及び才十七條 削除

才十九條を次のように改める。

才十九條 削除

才二十三條才二項を次のように改める。

2 肥料検査所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名	稱	位置	管轄区域
東京	肥料検査所	東京都	茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京都、神奈川縣、山梨縣、長野縣、静岡縣、新潟縣
札幌	肥料検査所	札幌市	北海道

新仙臺肥料検査所 名古屋肥料検査所 神戸肥料検査所	他臺市 名古屋市 神戸市	青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣、 富山縣、石川縣、岐阜縣、愛知縣、三重縣、 福井縣、滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山 縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、徳島縣、香川縣、愛 媛縣、高知縣
福岡肥料検査所	福岡市	山口縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、 鹿兒島縣

才二十七條才二項を次のように改める。

2 動植物検査所の名稱、位置及び管轄區域は、左の通りとする。

名	稱	位置	管轄區域
横浜動植物検査所		横浜市	北海道、青森縣、秋田縣、山形縣、宮城縣、福島縣、新潟縣、 茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京都、神奈川 縣、山梨縣、長野縣、富山縣、石川縣、福井縣、 岐阜縣、滋賀縣、静岡縣、愛知縣、三重縣、京都府、兵庫縣、 奈良縣、大阪府、和歌山縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島 縣、香川縣、愛媛縣、徳島縣、高知縣、山口縣（下關市を除 く。）
神戸動植物検査所		神戸市	福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、鹿兒島縣、大分縣、宮崎
門司動植物検査所		門司市	

縣、下關市

才二十八條才二項を次のように改める。

2 農村工業指導所は、新庄市に置く。
才二十九條を次のように改める。

(農業機械指導所)

才二十九條 農業機械指導所は、農業機械に関する技術の指導、調査及び試験を行う機関とする。

2 農業機械指導所は、神奈川縣に置く。

3 農業機械指導所の内部組織については、該省令で定める。

才三十三條才二項の表中鹿兒島畜産牧場の部を削る。

才三十四條才一項の表を次のように改める。

種	類	目的
農林物資規格調査會 農林金融改善特別融通 損失審査會		農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること。 農林中央金庫特別融通損失補償法（昭和七年法律才三十二号）、農 村負債整理組合法（昭和八年法律才二十一号）、農村負債整理資金 特別融通及損失補償法（昭和十二年法律才七十七号）又は臨時農村

農業共済再保険審査會

中央農業調整審議會

農業資材審議會

植物防疫審議會

中央農地委員會議

農業電化機械化審議會
中央作況決定審議會
獸医師免許審議會

負債整理法（昭和十二年法律才六十九号）による特別融通によつて
市町村、農林中央金庫、日本勸業銀行、農工銀行又は北海道拓殖銀
行の受けた損失及びその額を決定すること。
農業災害補償法（昭和二十二年法律才百八十五号）により政府の行
う再保険に關する事項を審査し、並びに農業災害の発生予防及び防
止その他農業災害補償法に關する事項を調査審議すること。
主要食糧生産物についての農業計画その他食糧確保措置法の施行
に關する重要事項を審査すること。

農産種苗法（昭和二十二年法律才百十五号）、農薬取締法（昭和二
十三年法律才八十二号）及び肥料取締法（昭和二十五年法律才

号）に規定する権限並びに農機具の検査を行うとともに、農産
種苗、農薬、肥料及び農機具に關する重要事項を調査審議すること。
有害動物植物の種類の決定その他植物防疫法（昭和二十五年法律才
号）の施行に關する重要事項を調査審議すること。

農地調整法（昭和十三年法律才六十七号）その他の法令によりその
権限に與せられた事項を処理し、及び農地に關する重要事項を調査審
議すること。

農業の電化及び機械化に關する重要事項を調査審議すること。
主要食糧の作付決定に關する重要事項を調査審議すること。
獸医師免許を實施し、その他獸医師に關する重要事項を調査審議す

農産師試験審査會

農産師會

ること。

農産師法（昭和十五年法律才八十九号）に基く農産師試験に關する
事務をつかさどること。

國營林業の運営並びに紛争及び異議の裁定に關する重要事項を調査
審議すること。

才三十五條中「資材調整事務所」を「農林統計調査所」に改める。

才三十六條を次のように改める。

（所掌事務）

才三十六條 農地事務局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

- 一、自作農の創設及び維持に關すること。
- 二、農地の移動転用を統制し、その他農地關係の調整を圖ること。
- 三、土地及び水等開發資源の調査及び開發に關する企画を行うこと。
- 四、開拓及び土地改良事業の長期計画及び地處計画に關すること。
- 五、入植並びにこれに伴う開墾作業及び營農指導助成を行うこと。

- 六 開拓者資金の融通を行うこと。
- 七 國營の開墾建設工事及び土地改良事業の實施に關すること。
- 八 開墾建設工事及び土地改良事業並びにこれを行う者の指導監督及び助成を行うこと。
- 九 開拓及び土地改良事業に用いる機械器具及び資材の管理及びあつ旋に關すること。
- 才三十九條中「及び事業所」を「並びに事業所及びその支所」に改める。
- 才四十條の次の「才三款 資材調整事務所」を削り、才四十一條を次のように改める。ト
- 才四十一條 削除
- 才四十一條の次の「才三款 作物報告事務所」を「才二款 農林統計調査所」に、才四十二條及び才四十三條才一項中「作物報告事務所」を「農林統計調査所」に改める。
- 才四十七條中「三部」を「四部」に、「農産部」を「業務部」に改める。
- 才四十八條才三號を削り、才四號を才三號とし、以下才七號までを順次一號づつ繰り上げ、才八號を削り、才九號中「食糧品配給公園及び畑圃配給公園」を「及び油糧品配給公園」に改め、同號を才七號とし、才十號を才八號とする。

才四十九條の見出し及び同條中「食糧部」を「業務部」に改め、同條才二號を削り、才三號を才二號とする。

才五十條の見出し及び同條中「食品部」を「業務部」に改め、同條才二號を才四號とし、才一號を才三號とし、同條に才一號及び才二號として次の二號を加える。

- 一 主要食糧、 飲食物品及び油脂の輸出入の調整を行うこと。
 - 二 主要食糧の輸出入の許可等に關すること。
- 才五十四條を削り、才五十三條を才五十四條とし、才五十二條を才五十三條とし、才五十一條中「才五十四條に規定するもの外」を削り、同條を才五十一條とする。

(経理部の事務)

才五十一條 経理部においては、食糧管理特別會計の経理に關する事務をつかさどる。

才五十六條中才四項を才五項とし、才三項中「開項の事務」を「才二項の事務」に、「林野庁長官の指揮監督」の下に「開項の事務」については官房長の指揮監督」を加え、同項を才四項とし、才二項の次に次の一項を加える。

3 農林大臣は、前二項の事務の外、当分の間、その地域別に指定する十以内の食糧事務所、本省の所掌事務のうち農林畜水産物及び森林畜水産物用物資の割当又は配分に關する調整並にこれらの物資の輸送の連絡に關する事務を掌理することができる。

才五十九條中「才二十号、」の下に「才二十号、」の下に「才二十四号の二、」を加える。
才六十二條才七号の次に次の一をを加える。

八 森林害虫の駆除予防に關すること。

才六十三條才六号中「及び新設農畜副産物検査所」を削る。

才六十五條才一項の表中林産物規格検査所の語を削り、同條才二項中「林産物規格検査会、」及び「指定農林物資検査法、」を削る。

才六十六條中「木炭検査所」を削る。

才六十九條才二項中「組織の細目」の下に「及び品質の検査」を加える。

才七十條才二項中「内閣組織」の下に「並びに検査の組織」を加える。

才七十一條及び才七十二條を次のように改める。

才七十一條及び才七十二條 削除

才七十六條才一項中「肥料配給公團」及び「食料品配給公團」を削り、「油糧配給公團」を「油糧砂糖配給公團」に改め、同條才二項中「肥料配給公團」、「食料品配給公團」、「肥料配給公團法（昭和二十二年法律才二百二号）」及び「食料品配給公團法（昭和二十二年法律才二百一号）」を削り、「油糧配給公團法（昭和二十二年法律才二百三号）」を「油糧砂糖配給公團法（昭和二十二年法律才二百三号）」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し本法百條法律才四號才六十二号、才六十六條、才七十一條及び才七十二條の改正は、昭和二十六年一月一日から施行する。

2 農産運搬法（昭和二十二年法律才百十五号）の一部を次のように改正する。

才七條才六項、才九條及び才十一條中「運出検査会」を「農産支材検査会」に改める。

才十二條を次のように改める。

才十二條 削除

3 農産取締法（昭和二十三年法律才八十二号）の一部を次のように改正する。

才二條才三項、才三才三項、才四才二条、才十二才一項才三項及び才十四條才一項中
「最要審議會」を「最要文部審議會」に改める。

才十六條を次のように改める。

才十六條 削除

理由

試験研究機関の統合整理・共同機関の整理、資料調整等が所及び本候事務所の停止、食糧庁の部制の変更等を行なうため本村有の候請の一事を改正する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。